

『広報さくほ』 台風 19 号災害関係 第 22 号

令和元年 11 月 8 日（金）（発災 28 日経過）

11 月 8 日 18 時現在の台風 19 号関連情報をお知らせします。

1 被害状況等

(1)道路の状況

- 国道 141 号、ラーチ入口からファミリードラッグまでの間は片側通行です。規制信号に従ってください。
- 国道 299 号、古谷ダムから十石峠側は通行止です。麦草峠から茅野市側は通行可能ですが、11 月 14 日から冬季閉鎖になります。
- 中部横断自動車道、主要地方道川上佐久線は通行可能です。
- 大日向の集落内道路は仮復旧工事を行い、大日向 4 区本郷橋から大日向 3 区平川原 1 号橋までの間は通行できるようになりました。平川原 1 号橋から大日向小学校までは通行止です。
- 県道下仁田佐久穂線、余地集落内は一車線片側通行ですが、余地ダム公園手前まで通行可能です。なお、迂回路も利用可能です。
- 林道は、13 路線 45 か所に被害が確認されました。さらに大日向曲久保線、十山線において多数の崩落箇所等が確認されました。
- 町内から群馬県に向かう国道 299 号、林道大上線の 2 路線はいずれも不通です。国道 254 号（内山峠）、国道 18 号（碓氷峠）バイパスなどを迂回する必要があります。

(2)停電状況

- 停電地域はありません。

(3)断水状況

- 被災地区の断水は全て復旧しました。（11 月 1 日、16:00 現在）
復旧により、佐久水道企業団による給水タンク設置、かさなり団地入口、余地入口信号付近、国道 299 号山口自動車鉸金入口付近の給水栓設置と給水車巡回は全て終了しました。
- 役場佐久庁舎、八千穂福祉センター、茂来館での 24 時間給水は継続しています。

(4)家屋被害の状況(11/2 現在)

- 全 壊 11 棟（損害割合が50%以上）
- 半 壊 50 棟（損害割合が20%以上50%未満）
- 一部損壊 3 棟（全壊、半壊に至らない損傷（20%未満））
- 床下浸水 62 棟

計 126 棟 被災者からの申請に基づく、罹災調査結果件数です。

※「床下浸水」の被害を受けた方は、できる限り乾燥させるよう努めてください。その上で臭い等が気になる場合は、住民税務課生活環境係（Tel：86-2552）にご相談下さい。

2 佐久穂町が災害対応で提供しているサービスの一覧

(1)避難所の開設状況

- 「茂来館」を緊急避難所として指定しています。開館時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までです。午後 9 時までは、館内シャワールームも使用できます。

(2)携帯電話等の充電可能場所の開設状況

- 佐久庁舎、八千穂福祉センター、茂来館、社協ふれあい・こまどり、南佐久環境衛生組合で引き続き充電サービスを行っています。

(3) 仮設トイレの設置

- 大日向 1 区生活改善センター、大日向 5 区下川原橋付近に仮設トイレを設置しています。

(4) 入浴サービスの状況

- 八千穂高原区の八千穂山荘では、引き続き終日入浴利用と洗濯機利用をさせていただきます。また希望者には、一泊のみ無料でご宿泊いただけます。
- 佐久リゾートゴルフ倶楽部（午前 11 時 30 分～午後 4 時）、八峰の湯・滝見の湯（午前 10 時～午後 9 時）については、大日向 3・4 区、かさなり区にお住まいで水道水圧が不十分な皆様に、引き続きご利用いただけます。従来のとおり役場佐久庁舎会計室で配布する無料券をお持ちください。

(5) 災害ごみの収集場所

- 南佐久環境衛生組合駐車場で受付しています。受付時間は、午後 1 時から午後 4 時までです。
- 11 月 8 日（金）から受付を再開しますが、持ち込みについては事前受付とさせていただきます。あらかじめ住民税務課生活環境係（Tel：86-2525・86-2552）までご連絡のうえ、持ち込むようお願いいたします。
- 回収できるものは流木、家電、たたみ、布団、家具などの「災害ごみ」のみです。生ごみ、燃料の入っているものなどは回収できません。土砂の捨て場は役場までお問合せください。
- 大日向一区长福寺の災害ごみ仮置き場整理を実施しています。

(6) 災害ボランティアの募集について

- 南佐久郡町村会・佐久穂町社会福祉協議会で開設している災害ボランティアセンターでは、11 月 3 日（日）から 8 日（金）までは、派遣先のサービス必要量の調査を行うため、受入れはお休みします。
11 月 9 日（土）・10 日（日）は受付を行います。受付時間は、午前 9 時から午前 9 時 30 分まで、場所は佐久穂町社会福祉協議会（Tel：86-4273）です。

(7) 災害支援寄附等について

- 佐久穂町台風 19 号災害義援金について
被災された町民への義援金受入れを行っています。八十二銀行本支店窓口及び個人向けインターネットバンキングからの振込は手数料が無料です。振込依頼書又は通帳の写しで、寄附控除を受け取るための添付資料とすることができます。

金融機関： 八十二銀行（ハチジュウニギンコウ）
佐久町支店（サクマチシテン）

口座名義： 佐久穂町台風 19 号災害義援金
（サクホマチタイフウジュウキユウゴウサイガイギエンキン）

口座番号： 普通 338863

現金で納入をされる方は、役場会計室（0267-86-2559（直））にお問い合わせください。

「受領書」が不要な方については、募金箱を「役場佐久庁舎・八千穂庁舎」「社協ふれあい・こまどり支所」「茂来館事務所」「農産物直売所まちの駅」に設置しますのでご協力をお願いします。

- 寄附金（支援金）について

インターネットの「ふるさとチョイス」から、ふるさと納税での寄附を受け付けています。画面指示に従ってご入力いただくと、クレジットカード払いが口座振込により寄附ができます。

口座情報は、ふるさとチョイスのお手続き後にこちらからご連絡いたします。

こちらも、通常のふるさと納税と同じく税控除の対象です。

(8)インフルエンザ予防接種費用の減免について

- 台風 19 号に被災され、かつ一定の条件を満たす方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の減免をします。詳しくは、健康福祉課（TEL：86-2528・86-2525）にお問い合わせください。

【対象者】罹災証明書又は被災届出証明書をお持ちの方で、以下の①②のいずれかに該当する者

① 昭和 30 年 4 月 1 日までに生まれた者（65 歳以上）

ただし、60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方も対象となります。

② 中学生、小学生、乳幼児、妊婦

(9)台風 19 号被災住宅に係る住宅相談について

- 長野県主催の、被災住宅の修繕方法や融資制度など、住宅に関する相談会が開催されています。町でも、あわせて災害救助法による住宅の応急修繕や被災者生活再建制度に関する相談会を同時行っています。

期日は、11 月 6 日から 11 月 8 日までの 3 日間、時間は午前 9 時から午後 5 時までで、場所は茂来館です。詳しくは、健康福祉課（TEL：86-2528・86-2525）までお問い合わせください。

(10)こころとからだの健康相談について

- 被災によって、不安や悲しみ、無力感にとらわれたり、不眠や食欲不振、異常な疲れなどに悩んでおられる方を対象に、保健師等によるこころとからだの健康相談を実施しています。相談は面談又は電話により行います。受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。64 歳以下の方は、健康づくり係（TEL：86-2525）、65 歳以上の方は、包括支援センター（TEL：86-1550）までご連絡ください。

(11)南佐久環境衛生組合下水道使用料の減免について

- 以下に該当する被災者の方については、下水道使用料の減免を行いますので、南佐久環境衛生組合公共下水道事務所（TEL：86-7710）までお問い合わせください。
 - ① 下水排水設備が設置されている住宅等で、全壊又は半壊の被害を受けた方
 - ② 床上・床下浸水の被害を受けた方で、清掃に水を利用したことが写真等で確認できる方
 - ③ 転居を余儀なくされた方

(12)罹災証明書の発行について

- 役場佐久庁舎住民税務課窓口で罹災証明書の発行を行っています。お問い合わせは、住民税務課（TEL：0267-86-2526）までお願いします。
- 罹災証明の受付を引き続き行っています。被害状況のわかる写真をご持参いただくと、手続きがスムーズになります。メジャーなどを適宜使用し、全体、個別の被害状況がよくわかるように撮影してください。
- 事業者の皆様も社屋等が被災した場合は、罹災証明書を取得してください。任意保険や災害関連融資等の利用の際に必要な可能性があります。設備等が被災した場合は写真も撮っていただきますようお願いいたします。

(13)医療機関の受診特例

- 被災により家屋が全半壊又は床上浸水した方については、来年 2 月 1 日まで医療機関でその旨を申し出ること、保険証及び自己負担金（現金）なしで受診できます。

(14)NHK 放送受信料の免除について

- 被災により、半壊又は床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信契約者を対象に、令和元年10月から11月までの2か月間について免除されます。手続きには「罹災証明書」の写しが必要ですので、ご用意いただきますようお願いいたします。
申請先、手続き方法等詳しい内容について、近々町ホームページに掲載しますので、しばらくお待ちください。

(15)佐久水道使用料の減免について

- 被災された方々の水道料金の減免が行われます。対象となる方は、以下の条件を満たした場合同じります。詳しい内容は、[佐久水道企業団のホームページ\(sakusuidou.or.jp/?p=3087\)](http://sakusuidou.or.jp/?p=3087)をご覧ください。また、[佐久水道企業団業務課業務係\(Tel:62-4333\)](tel:0286-624333)にお問い合わせください。この申請も、「罹災証明書写し」「被災届出証明書写し」「被災状況写真」のいずれかが必要になります。
 - ① 被災した住宅、家財等の清掃のために水道を利用した場合
 - ② 洪水・土砂等により給水装置（不凍栓・立ち上がり・ボイラー等）が破損し、漏水した場合
 - ③ 被災により、町営・県営住宅等の公営住宅又は民間の賃貸アパート等への転居を余儀なくされ、転居先で企業団の水道を使用する場合。ただし、親族があり同居する場合を除く。

3 佐久穂町の通常サービスの状況について

(1)ゴミの収集について

- ごみ収集は通常どおり行っています。
- 一の瀬、大日向3区では、一部のごみステーションが使えません。お近くのステーションをご利用ください。

(2)佐久穂小中学校について

- 通常どおり開校しています。
- 大日向地区についてはスクールバス路線を変更します。バス停は学校からの指示に従ってください。それ以外は通常どおり運行しています。

(3)保育園について

- 町立保育園（栄、海瀬、八千穂）は通常通り開園しています。
- 被災により、主食（ご飯）の用意ができないご家庭は、当日園長にお伝えください。保育園で用意します。

(4)こどもセンターについて

- こどもセンターは、通常どおり開設しています。

(5)役場の住民票、各種戸籍、税金、福祉サービスなどの窓口対応

- 通常どおりです。

(6)げんでる号

- 大日向地区は、国道299号バイパスを通行し大日向1区生活改善センターまでの路線となっています。それ以外は通常どおり運行しています。

4 注意喚起情報

(1)犯罪防止について

- 被災地において警察や消防団などの公的機関の職員をかたる不審者情報や、災害に便乗した詐欺、

悪質商法と思われる不審電話が報告されていますので十分注意してください。

- なお、警察官が被災地を巡回パトロールしています。

5 行事中止情報

- 11月16日 第30回スマイルボウリング大会

6 その他

- 昨日、全国町村会長と長野県町村会長が来訪され、被災地の視察を行いました。
- 被災地に対する総括支援、対口支援^{たいこう}のため、引き続き岐阜県庁から2名が派遣されています。

佐久穂町役場総合政策課 TEL : 0267-86-2553